



令和2年12月第35号(獣医)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

獣医師免許をお持ちのみなさまへ

令和2年12月31日現在の状況を
お住まいの都道府県に届け出てください

- ◎ 獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられています。
- ◎ 届出様式に必要事項を記入の上、
令和3年1月1日から1月31日までに
お住まいの都道府県に提出してください。

勤務地ではなく**住所地**
ですのでご注意ください

※届出様式や記載方法は以下に掲載

農林水産省HP「獣医師免許をお持ちの皆様へ(獣医師法第22条の届出)」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

千葉県HP「獣医師法第22条の届出」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/tetsuzuki/700/zyuishi22zyou.html>

検索 千葉県 獣医師 届出

- ◆ 獣医事への従事の有無にかかわらず、すべての獣医師が対象です。
- ◆ 集計結果は獣医師の分布、就業状況、異動状況を的確に把握するために利用されています。

千葉県にお住まいの方の提出先

千葉県 農林水産部畜産課 家畜衛生対策室 獣医事担当あて

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県庁本庁舎 18階

窓口へ提出か、郵送にて、**2部**届け出てください

問合先 TEL: 043-223-2938

関係法令を遵守しましょう

獣医師法に基づく獣医師の業務停止処分について

令和2年11月9日付けで獣医師1名に対し、獣医師法第8条第2項の規定に基づく業務停止処分がおこなわれました。

□宮城県在住66歳

- ・行政処分: 1年4月の業務停止
- ・事件の概要: 和牛の人工授精業務に関し、実際の父牛と異なる父牛の精液を人工授精し授精証明書を発行した件について宮城県から家畜改良増殖法第34条第2項に基づく報告徴収を受けていたところ、宮城県に対して内容虚偽の報告をした。
- ・司法処分: 罰金10万円

罰金刑以上の刑に処せられたり、獣医師としての品位を損ずる行為をしたなどに、獣医事審議会を経て、免許取り消し・業務停止等の行政処分が決定されます。

獣医師としての社会的信用を失うことがないように、関係法令の遵守と獣医師倫理の向上に努めるようお願いします。



(1) 登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	(2) 本籍地の属する都道府県名	都道府県
(3) 登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 年 月 日 4 大正	(4) 生年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 年 月 日 4 大正 5 明治
(5) 氏名 <small>ふりがな</small>			(6) 性別 男・女
(7) 現住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 電話(<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>) 都道府県 市区町村		
(8) 主たる職業 (9)から(11)の各項目について最も該当するもの一つを○で囲むこと。)			
(9) 業務の種類	(10) 業務の内容	(11) 勤務先	
I 産業動物診療 i 牛 ii 馬 iii 豚 iv 鶏 v その他 II 小動物診療 i 犬 ii 猫 iii 小鳥 III I 及び II 以外の診療 IV 診療以外の業務であって獣医学上の知識を必要とするもの V 獣医学上の知識を必要としない業務 VI 無職 (I 又は II を○で囲んだ者は、I の i から v まで又は II の i から iii までの主たる対象を一つ選択し、○で囲むこと。)	1 自ら開設する診療施設において診療の業務に従事(開設者又は法人代表者) 2 他の方が開設する診療施設において診療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従事 4 他の方に雇用され往診のみによって診療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産 イ 公衆衛生 ウ 環境 エ その他 6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) 7 獣医系大学で教育に従事(教官又は教員) 8 獣医系大学の勤務者(大学院生を含む。)で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事(教官又は教員) 10 その他の業務に従事 ア 製薬 イ 飼料 ウ その他 (5又は10を○で囲んだ者は、5のAからEまで又は10のAからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で囲むこと。)	01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国立大学法人 09 私立学校 10 競馬関係団体 11 民間企業 12 公益法人、一般社団法人等 13 その他 (04から06までのいずれかを○で囲んだ者は、①から⑥までの番号を一つ選択し、○で囲むこと。) ①本庁等 ②検査指導機関 ③家畜保健衛生所等 ④保健所等 ⑤食肉衛生検査所等 ⑥その他	
(12) 勤務先の名称 <small>ふりがな</small>			
(13) 勤務先の所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 電話(<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>) 都道府県 市区町村		
(14) 従たる職業の概要			
(15) 備考			